ナチスの

黨及國家組織の研究（圖解）



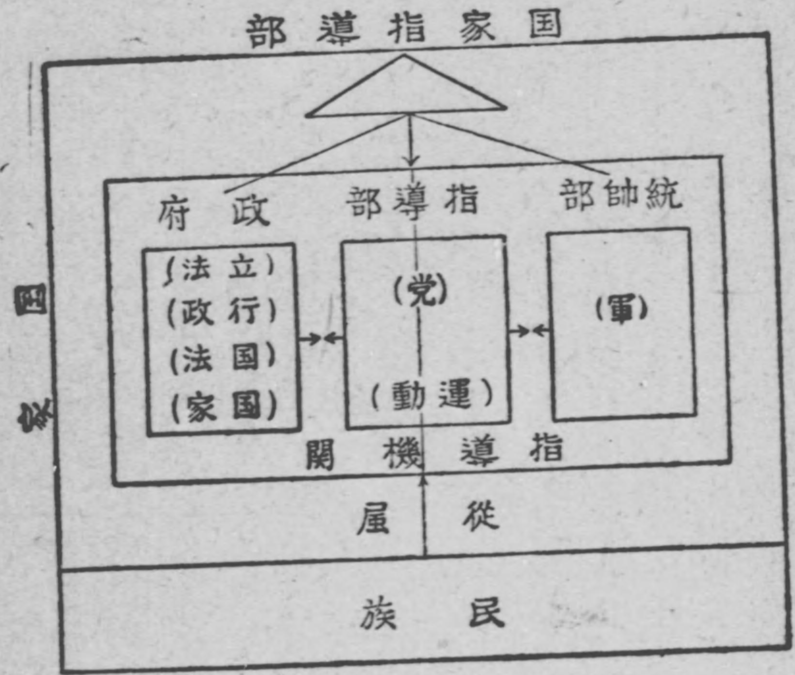
二〇錢

日獨文化出版局

ナチスの黨及國家組織の研究

日獨文化出版局調査部編

ナチスの黨及國家組織の研究　目次



(一) ナチスの國家組織

解説

ナチス獨逸に於いては『一民族、一國家、一指導者』と云ふ事が叫ばれて居る。是れで略その國家構造を窺ふ事が出來る。

一、民族——血族的に決定せられ、歴史的に形成せられ、永續を欲する生命共同體の謂である。

二、國家——權威的指導者國家

三、指導者——その能力、態度、情操に依つて團體成員を從屬せしめる者、而してナチス獨逸最高指導者はアドルフ・ヒツトラーただ一人である。

× ×

圖表に註釋を加へれば、

一、政係と黨との關係は同列に相並ぶもので政府の下に黨が從屬せず、相互聯關の關係にあり。

一、軍と黨とも亦然り。

一、黨は從來の政黨の意義にあらず、ナチス獨逸は法律に依つて凡ゆる政黨を認めず、

ナチスが唯一の政黨である。黨は國家指導者と民族との結合の爲最も重要なる機關であり、運動である。

一、黨の使命は　第一、政治的指導。第二、ナチス世界觀に依る政治教育。第三、民族の意志を代表す。

一、「黨は政府に命令す」の標語は、黨は國民を世界觀的に教育するだけでなく、世界觀の範圍に於ては黨は政府をも教育する事を示して居る。

一、黨と軍。黨は政治的兵士を教育することが目的である。軍は第一に國防の任に當る。第二に軍隊的に國民を教育する一種の學校である。

軍人は軍務に從事して居る間は直接に政治行動をとらず、但し黨員たる事は望ましき事とされて居る。

一、地方町（州とも譯される）即ち、「ガウ」の黨指導者は同時に行政長官を兼ねて居るが「ガウ」以下では兼任を許さず。

(二) アドルフ・ヒトラーの地位（一九四〇年十月現在）

アドルフ・ヒトラー

指導者 元首	國家	獨逸國家を代表する最高者、即ち元首にして總統と呼ぶ
首相	政府	獨逸政府の總理大臣の地位
軍最高統卒者	軍	獨逸國防軍（陸、海、空）の最高統帥權保持者
黨首	黨	國民社會主義獨逸勞働者黨（ナチ）の首領

(三) ヘス總統代理の事務關係

總統代理

1、國家改造に關する事項
2、勞働企畫問題、財政稅制に關する事項
3、黨內部の事件に關する事項
4、國法學上の問題に關する事項
5、外交問題に關する事項
6、技術及技術組織の問題に關する事項

幕僚副官

7、國民保健のあらゆる問題に關する事項
8、大學專門學校に關する事項
9、學校問題に關する事項
10、藝術及び文化問題に關する事項
11、音樂問題に關する事項
12、技術の實際問題に關する事項

總統代表の直接の事務範圍に屬するものは、

A、ナチス黨國外組織指導者（在外獨逸人關係）
B、大學專門學校教育政策委員會
C、人種政策
D、種族研究部
E、中央記錄
F、ナチス文獻擁護黨審査委員會

解說

民族社會主義ドイツ勞働黨の國家指導部はアドルフ・ヒトラーがドイツ全國の黨組織の模範として作り出した原細胞の發展したものである。

國家指導部は、黨の最高權威を表現してゐる。國家指導部の組織は、運動の全體性要求を表してゐる。この要求は、あらゆる國民及國家生活の領域に亙つて、殘るところなくナチス的世界觀の精神を浸透せしめ、指導的ならしむることに存する。

國家指導部の組織を見れば、直ちにそれが實際政治の必要と、人的關係から、有機的、生命的に生長して來たものであるといふことが分る。

×

ドイツ國家の元首であり、ナチス黨の最頂點はアドルフ・ヒトラーである。彼は同時に黨の原始者であり民族社會主義ドイツ國家の最高指導者である。ナチス黨の組織は、ヒトラーの意思にあつて、その隅々に至るまで生命を得てゐる。彼は黨の全體に、時々刻々に流動してゐる力の源泉である。彼は同時に黨の全體から時々刻々に發動してゐる力の發現者でもある。

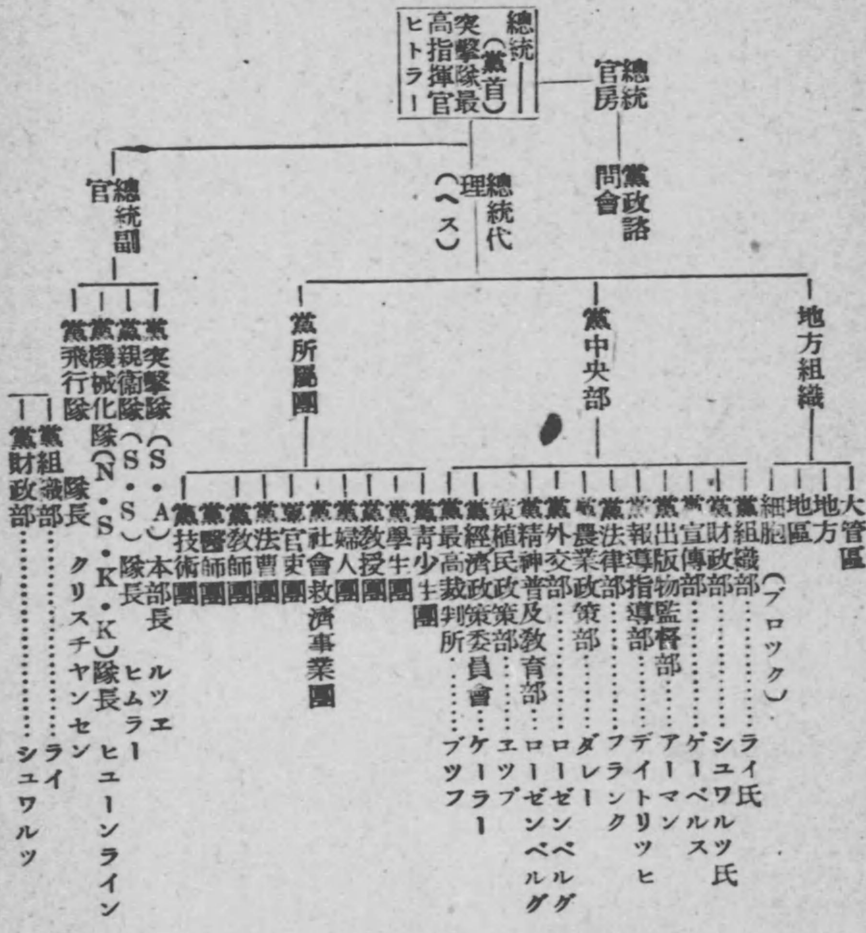
×

ヒトラーは又、黨の最高且最終の命令權の所持者である。彼の如何なる命令と雖も黨、組織の力によつて全ドイツの如何なる村にも、如何なる小さい小屋の中にも行はれるのである。必要とあれば、ヒトラーの瞬きによつて、全ドイツが即刻活動に移ることが出來る。そして直接にヒトラー黨首の意思を傳達するために奉仕してゐる組織機關は、ナチス總統官房、總統黨幕僚部及アドルフヒトラー個人官房の三である。

×

以上は黨首としてのヒトラーの地位であるヒトラーが、首相としてドイツ國家の指導權をその手に收めた時、直ちに黨の仕事を絕え間もなく委任しておく人が必要となつた。そこで、昭和八年四月二十七日、ルドルフヘスを總統代理に任命した。ヘスの幕僚は、事務長、人事部長、記錄及新聞關係事業に關する事務員及び種々の生活及び事業の關係についての多くの事務員、囑託、專門家等である。その關係事務は別表の通りである。

(四) ナチス黨組織概容 (其一)



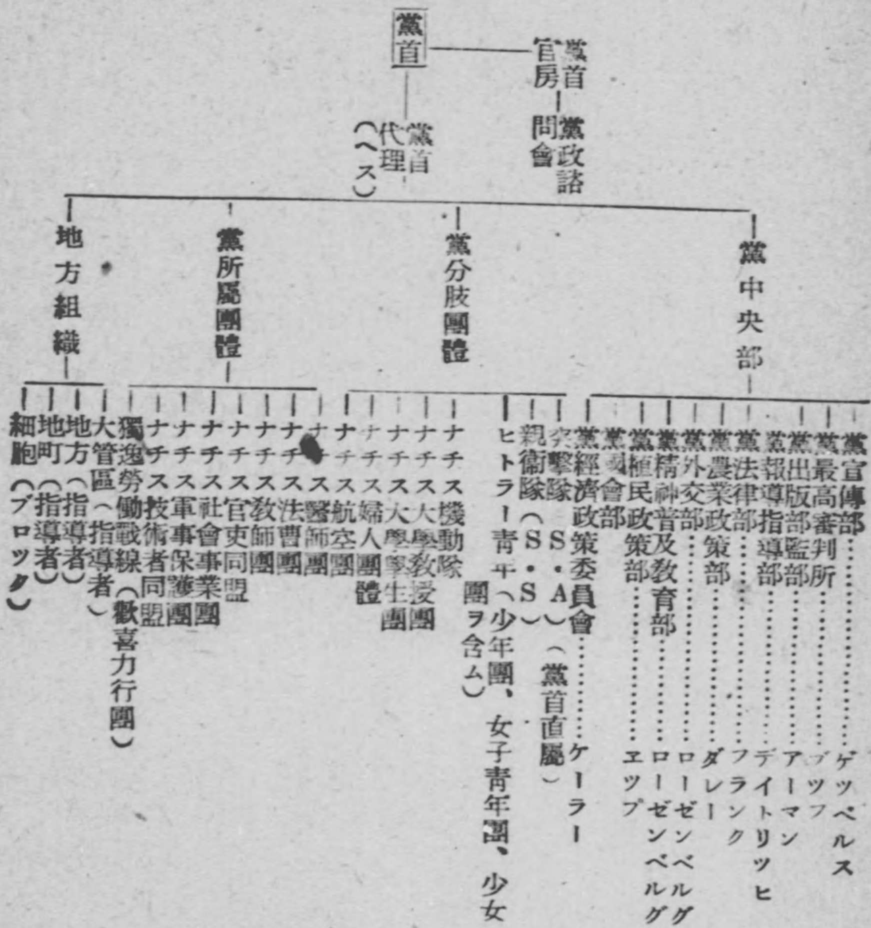
解說

アドルフヒトラーは『一人を獲得する』ことから出發した。彼はナチス理想を説き、この思想に生き、この思想のために闘ふことによつて、ドイツ男女の心臟と頭腦に、彼自身のものと同じ認識と意志と力とを呼び起した。

彼は、また、單に、「太鼓を敲く偉人であるばかりではなくして同時に、彼の太鼓の晉によつて呼び覺され、呼び起されたあらゆる人を、繼續的に結合し之を行動の武器たらしめる力と意志とを有してゐた。

彼は、政界に身を投じた第一日から、「組織」の意義と目的を完全に自覺してゐた。彼にとつては、紙の上で所謂「組織」を起草し

ナチス黨組織概容（其二）



て、この死せる形式に生命を吹き込まうとするか如き考へは毛頭なかつた。

△▽

「組織」は決して組織そのものゝ爲に存するものではなく、「組織」は一つの形式であり、形式は、内容と離れては意味を成さないものである。即ち、形式は内容の爲に存在するものである。ナチス黨の組織を見るに方つては、この内容を深く省察しなければならない。

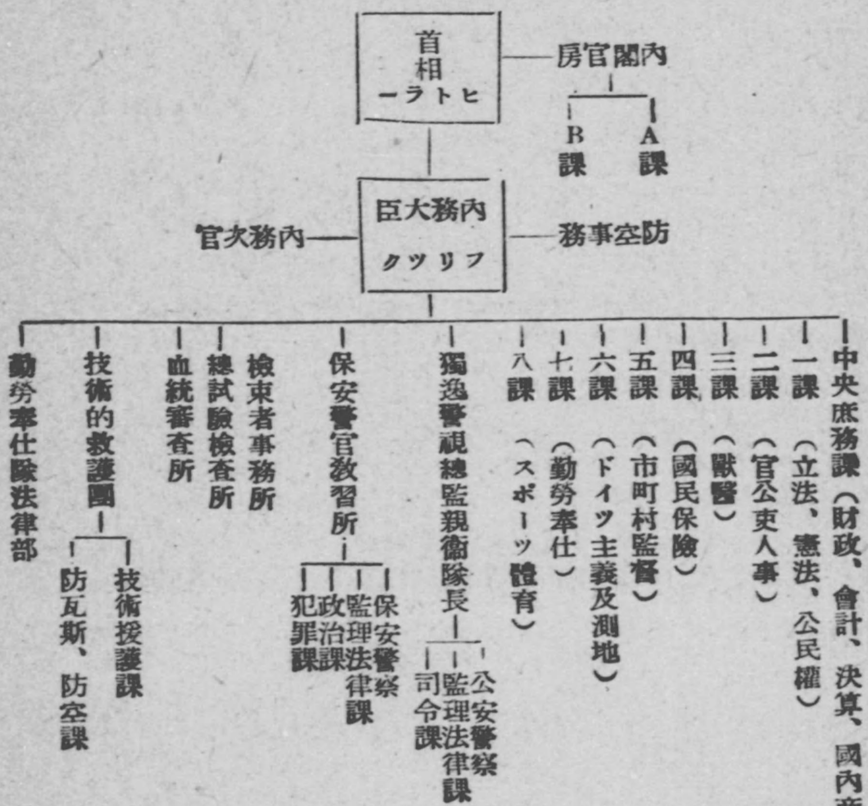
だから、ナチスの黨組織は、初めから老大なものではなく、宣傳の成功に相應して、一歩々々發達したものであるといふ點を斷じて見遁してはならない、この點を特に注意しておきたいと思ふ、

（五）ドイツ政府の組織

獨逸政府首相 ヒトラー ―― 首相官房 マイスナー

- 内閣
  - 外務大臣……リッベントロップ
  - 内務大臣……フリック
  - 宣傳啓蒙大臣……ゲッベルス
  - 航空大臣……ゲーリング
  - 財政大臣……グヒジツク
  - 司法大臣……ギュルトナー
  - 經濟大臣……フンク
  - 食糧農政大臣……ダレー
  - 勤勞大臣……ゼルツチ
  - 教育大臣……ルスト
  - 宗教大臣……カール
  - 交通大臣……ドルプミューラー
  - 郵政大臣……オーネゾルゲ
  - 無任所大臣……ヘス・シヤハト・フランク等
  - 各邦長官（地方）
- 樞密院……議長ノイラート
- 議會……議長ゲーリング
- 國家會計審査院……院長ミュラン……國債委員會
- 國家營林局……長官ゲーリング
- 最高國防會議……議長ゲーリング
- 四ケ年計畫局……局長ゲーリング
- 首都建設局……局長シュペーア……新建設實行部長
- 國道建設局……局長トット博士……國有自動車道路課長
- 國家居住企畫局……局長カール
- 獨逸青少年指導部……部長シーラッハ
- 國立銀行監督局……局長シヤハト
- 内閣官房長官ラマース
  - A局
    - 首相の私用・請願・航空・科學・教育・スポーツ・保健・報告・蒐集・赤十字・議會・國内放送
  - B局
    - 外務・國外報道以外の内務・司法・陸海軍・財政・經濟・勤勞・保險・郵政・交通・宣傳・勤務・奉仕・青少年指導

(六) ドイツ國內務省の組織



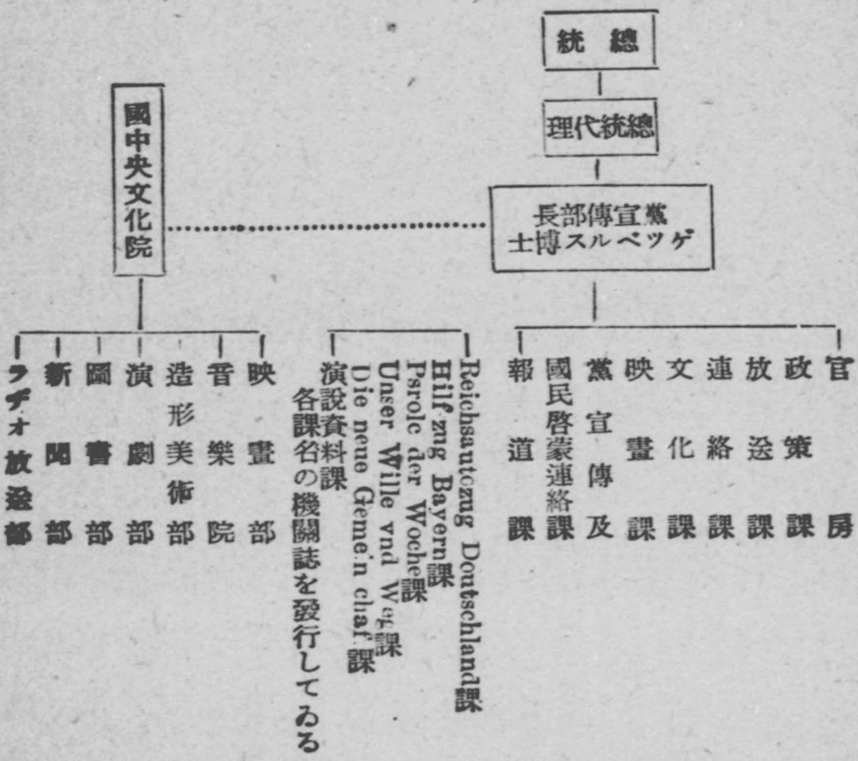
（七）黨組織部の組織

- 總統 ヒトラー
  - 總統代理 ヘス
    - 組織部長 ライ ―― 副部長
      - 官房
      - 人事課
      - 組織課
      - 訓練課
      - 議會課
      - 教育課
      - 經營組織課
      - 手工業商業課
      - 地方政策課（市町村）
      - 國民保健課
      - 官吏課
      - 傷病兵課
      - 教師課
      - 技術課
      - 獨逸勞働戰線
      - 黨婦人團
      - 黨社會救濟事業部
      - 黨學生指導部
      - 黨教授團

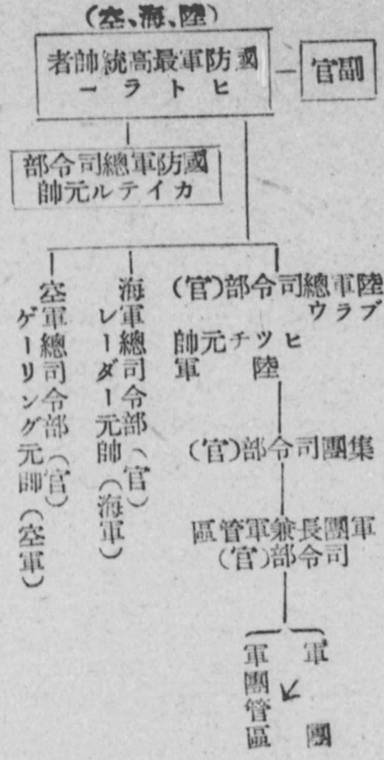
（八）ナチス黨報道指導部の組織

- 總統
  - 總統代理
    - 黨報道指導部長 デートリツヒ博士
      - 人事課
      - 政策課
      - 報道課
      - 材料課
      - 保護課
      - 黨情報課
      - 外國情報課

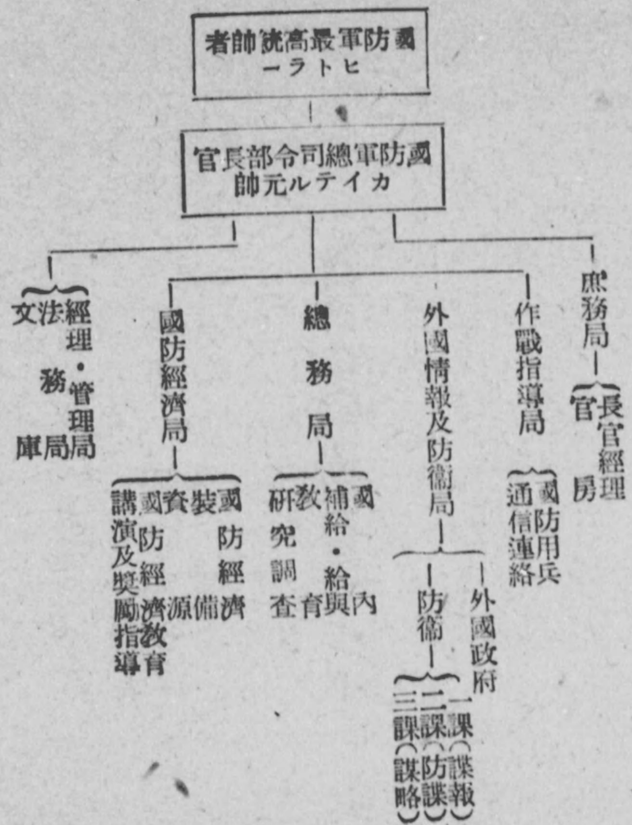
（九）ナチス黨宣傳部の組織



(十) 國防軍(陸・海・空)組織



(十一) 國防軍(陸・海・空)總司令の組織



(十一)

- 軍最高統帥者 ヒトラー
  - 陸軍總司令官
    - 副官
    - 人事局
      - 人事第一課
      - 人事第二課
      - 人事第四課
    - 參謀本部
    - 軍務局
      - 心理課
      - 總務課
      - 經理課
      - 法務課
      - 補充及軍事課
      - 步兵監部
      - 騎兵監部
      - 砲兵監部
      - 工兵監部
      - 通信兵監部
      - 軍醫監部
      - 兵器課（戰車兵、騎兵及動員關係）
      - 車輛兵監部
      - 化學兵監部
      - 鐵道兵監部
      - 獸醫監部
      - 器材監部
      - 要塞監部
    - 兵器局
    - 管理局
    - 快速部指揮官
    - 學校監部

(十二) ナチス黨法律部の組織

- 總統
  - 總統代理
    - 黨法律部長 フランク博士
      - 官房
      - 管理課
      - 法律政策課
      - 法律保護課
      - 黨法曹課
      - 法律文課
      - 教育課

（十三）ナチス黨農業政策部の組織

- 總統
  - 總統代理
    - 黨農業政策部長 R. W. Darre'
      - 部長代理
      - 官房
      - 特別委任課
      - 人事、組織課
      - 農業經濟課
      - 出版報道宣傳課
      - 農民文化課
      - 農民血統問題課
      - 教育課
      - 農業勤勞者課
      - 農民法律課
      - 住宅課

（十四）ナチス黨外交部の組織

- 總統
  - 總統代理
    - 黨外交部長 Roseuberg
      - 官房並管理部
        - 東南歐並近東課
        - 極東課
        - 東歐課
        - 東方課
        - 北歐課
        - 英國及英領課
        - 西歐課
        - 西南歐課
        - 國際法研究課
      - 地方情報課
      - 國內通商課
      - 報導課
      - 對外文化事業課
      - 特別課
      - 教習所

（十五）ナチス黨精神普及世界觀教育部の組織

- 總統
  - 總統代理
    - 黨精神普及世界觀教育部長 ローゼンベルグ
      - 官房
      - 管理課
      - 文書課
      - 教科目課
      - 黨精神報道課
      - 報道出版課
      - 有史前研究課
      - 文藝保護課
      - 著作家保護課
      - 學術課
      - 北歐事情課

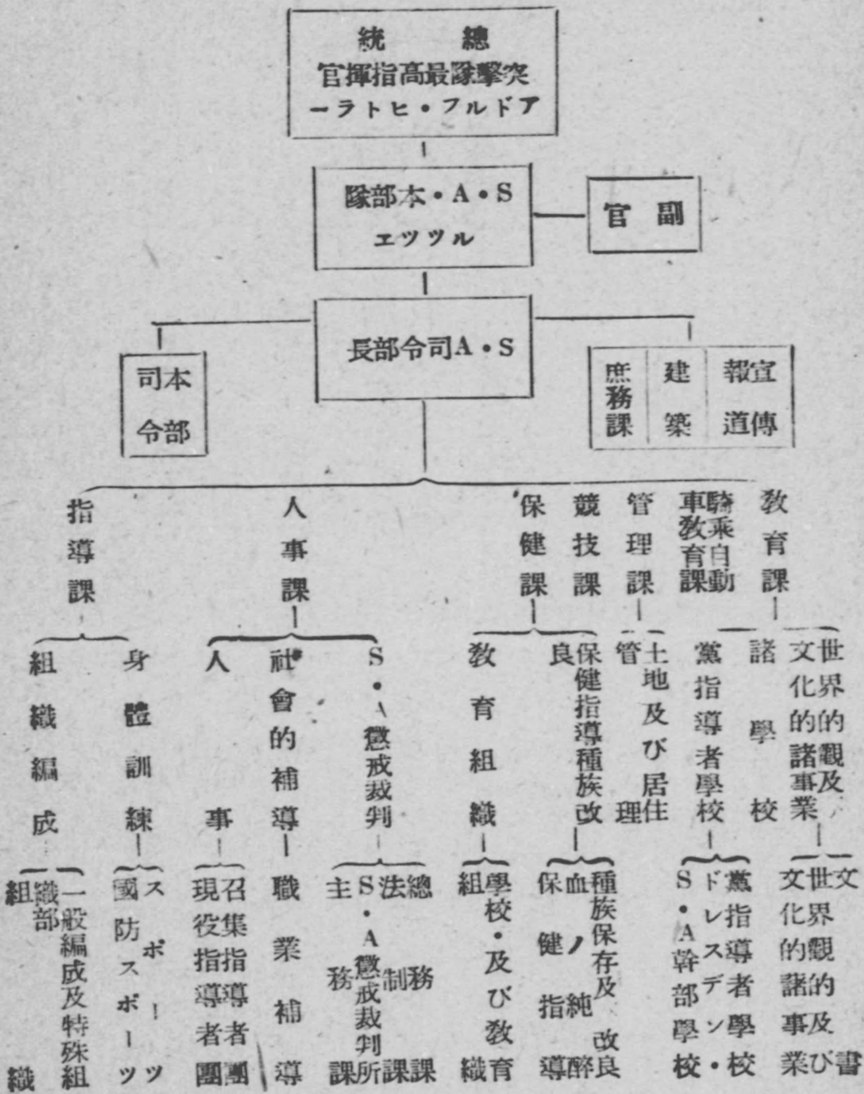
（十六）ナチス黨植民政策部の組織

- 總統
  - 總統代理
    - 黨植民政策部長 リッター・フォン・エップ ── 局長 ユング
      - 本部
        - 第一課（植民政策指導）
        - 第二課（管理・組織）
        - 第三課（報道・出版）
      - 伯林連絡部
        - 第一課（計畫・準備）
        - 第二課（教育）
        - 第三課（經濟）

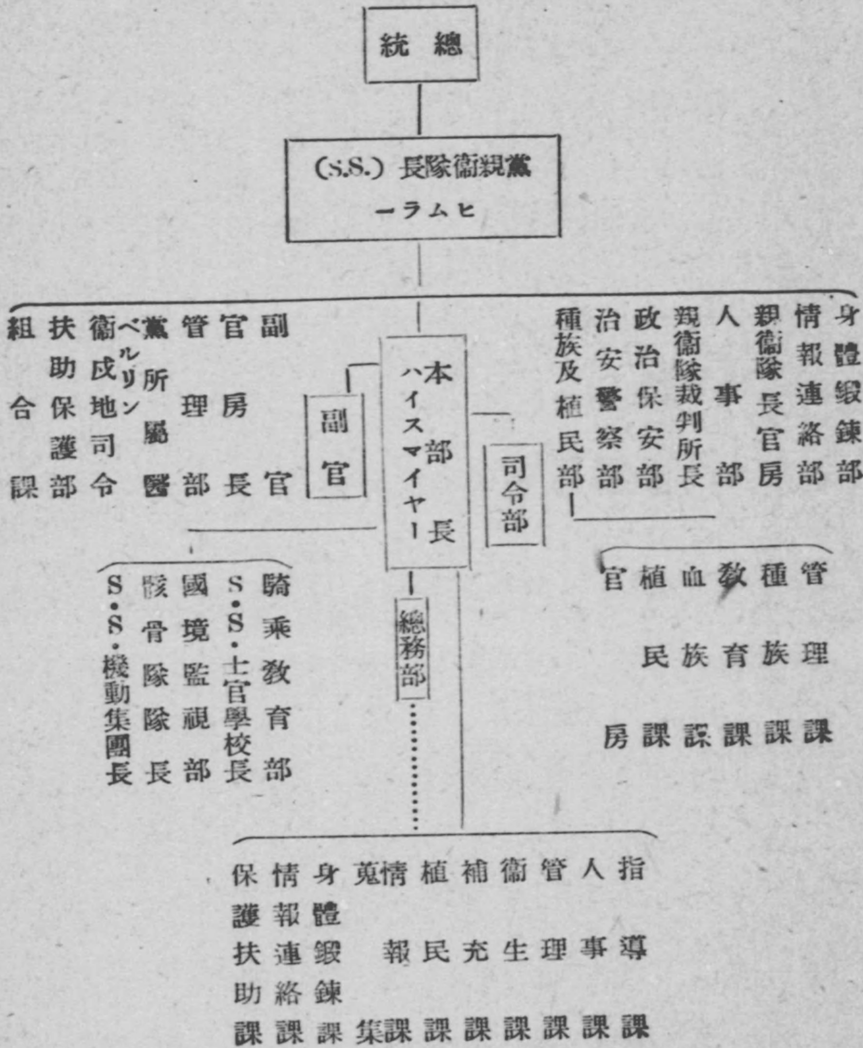
（十七）ナチス黨青少年指導部の組織

- 總統
  - 黨青少年指導部長 シーラッハ
    - 副官
    - 官房
      - Die Führerschulen
      - Die Inspektion
      - Der Arbeitsausschuss für Heimbeschaffung
      - Die Vebindungsstelle:Muneben
      - Die Referat fur Elternfragen
      - Die Veringungsfuhrer inden Ministeren
      - Rechtsberater
    - BDM-R ichsrefereutn
    - 總務課
    - 獨逸青少年體育課
    - 體育課
    - 肉體鍛錬課
    - 組織課
    - 人事課
    - 社會課
    - 保健課
    - 黨精神教育課
    - 文化課
    - 宣傳報道課
    - 旅行課
    - 國境民族政策課
    - 外國課
    - 管理課
    - 宿泊所設證課
    - ランゲマルク勤務委員課
  - Der Reiehsuerband furd e eutschen Jugendherbergen
  - Der Akademie furdie deutsche Jugendfuhrung Braunschweig
  - Die Reiehssport-chule des BDM in Berehtesgaden
  - Der Inspekteur furdie Adolf Hitler-Schulen

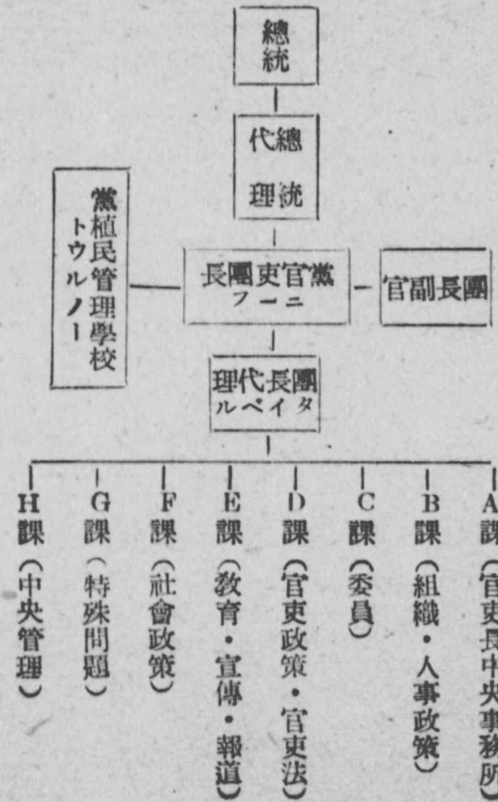
(十八) ナチス突撃隊(S・A)の組織本部



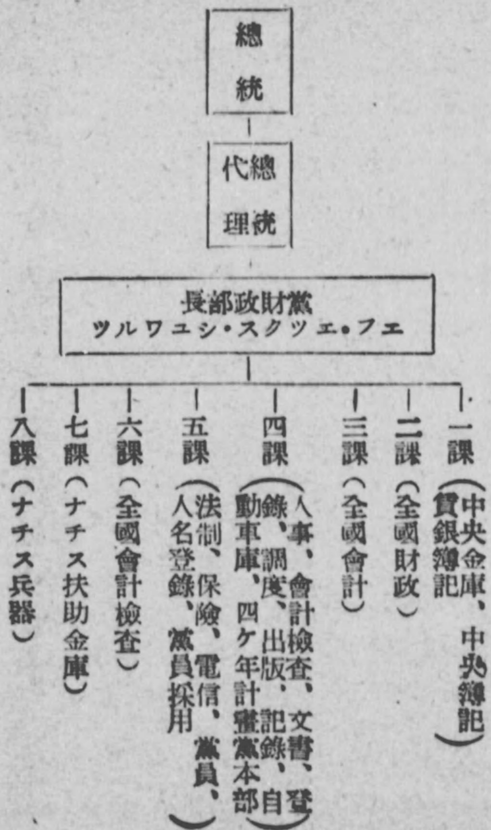
（十九）ナチス親衛隊(S・S)の中央組織



(二十) ナチス黨官團の本部組織



(二十一) ナチス黨財政部の組織



(十三)獨逸戰時經濟行政機構(最高國防會議)

總統兼首相軍最高統帥者
ヒトラー

最高國防會議

議長ゲーリング(空軍總司令官・航空大臣　四ケ年計畫受託官)

- 四ケ年計畫—(ゲーリング)
- 議員—内閣書記官長—最高國防會議ノ幹事長
  ランメルス
- 議員—總統代理—ナチス黨關係全部
  ヘス
- 議員—經濟總監—産業・經濟各省諸機關
  フンク
- 議員—行政總監(内相)—行政各省及諸機關
  フリツク
- 議員—國防軍司令部長官—國防軍(陸・海・空)
  カイテル

最高國防會議は對英佛戰爭突發の直前即ち一九三九年八月三十日付公布施行されたる「最高國防會議設置ニ關スル總統布告」に基き今次獨逸總動員體制の核心をなし、寡頭主義に依り全機構の掌握を平時に於けるよりも更に强化擴充し、戰爭に直面せる獨逸行政・經濟の最高指揮官として新設されたものにして、構成議員は、議長以下六名なり。即ち、

議長　ゲーリング元帥(四ケ年計畫委員長空軍總司令官航空大臣)

議員　ランメルス　同ヘス、同フンク、同フリツク、同カイテル

（二十三）シヤハト博士計畫經濟機構

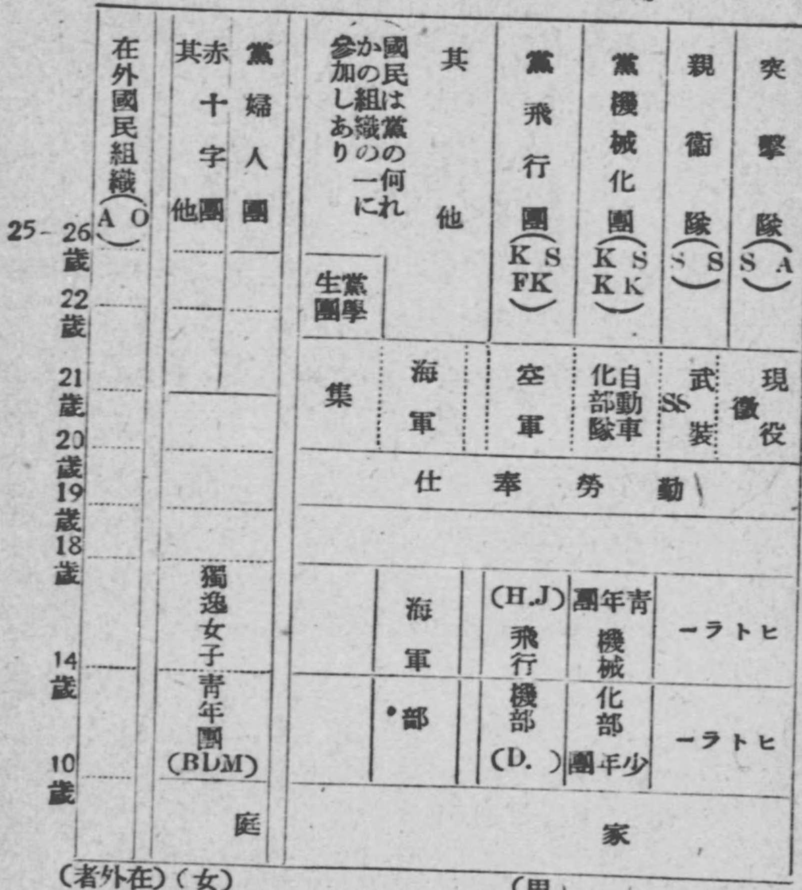
- 在外經濟會議所代表 → **全國經濟會議所**（九十三地方商工會議所／商工會議所勤勞聯合會） ← 全國職業別團體代表委員
  - 交通運輸業組合
    - 海洋航海業組合
    - 國內河川運河航行運輸業組合
    - 動力車運輸組合
    - 手動車運輸組合
    - 軌道車運輸業組合
    - 運送倉庫業組合
    - 交通附帶事業組合
  - 手工業聯合會
    - 六十·一手工業組合十四地方手工業師團
    - 五千全國小工業組合聯合會（約一萬五千組合を含む）
    - 各種業別手工業職能組合
  - 商業聯合會
    - 卸取引、輸出入商職能組合
    - 小賣業專業職能組合
    - 百貨店均一店職能組合
    - 連鎖商店職能組合
    - 通信販賣職能組合
    - 旅館料理店職能組合
    - 仲介業競賣人職能組合
    - 移動商店職能組合
  - 保險業聯合會
    - 私保險業職能組合
    - 一般法人相互保險業職能組合
  - 銀行聯合會
    - 二十地方長官
    - 私立銀行團職能組合
    - 特別公營銀行職能組合
    - 公衆信用機關職能組合
    - 貯蓄銀行職能組合
    - 信用組合職能組合
    - 建築金庫職能組合
  - 動力經濟團聯合會
    - 電力職能組合十五地方支部
    - 瓦斯·水力·水道職能組合十四地方支部
  - 工業團聯合會

工業團聯合會

- 第一集團
  - 鑛山業職能組合
  - 製鍊業職能組合
  - 非鐵金屬製造業職能組合
  - 鑛物業職能組合
- 第二集團
  - 鐵橋・鐵構業職能組合
  - 造船・艤房を含む
  - 機械製造業職能組合
  - 運輸運搬機械製造業職能組合
  - 航空工業職能組合
  - 電機器製造業職能組合
  - 精密機器職能組合
- 第三集團
  - 鐵鋼及び金屬器製造業職能組合
- 第四集團
  - 石材・土壤工業職能組合
  - 建築工業職能組合
  - 木材及び木材加工業職能組合
  - 硝子工業職能組合
  - 窯素工業職能組合
- 第五集團
  - 化學工業職能組合
  - 製紙植物纖維工業職能組合
  - 印刷・紙加工業職能組合
- 第六集團
  - 皮革工業職能組合
  - 紡織工業職能組合
  - 被服工業職能組合
  - 毛皮より帽子迄附屬品も含む
- 第七集團
  - 食料品工業
  - 職能組合
  - 釀造工業職能組合
  - 麥芽製造業職能組合
  - 精糖工業職能組合
  - 酒精工業職能組合

（二十四）國民組織（一）

(1) 一般國民の黨的組織（訓育的、總動員的組織）

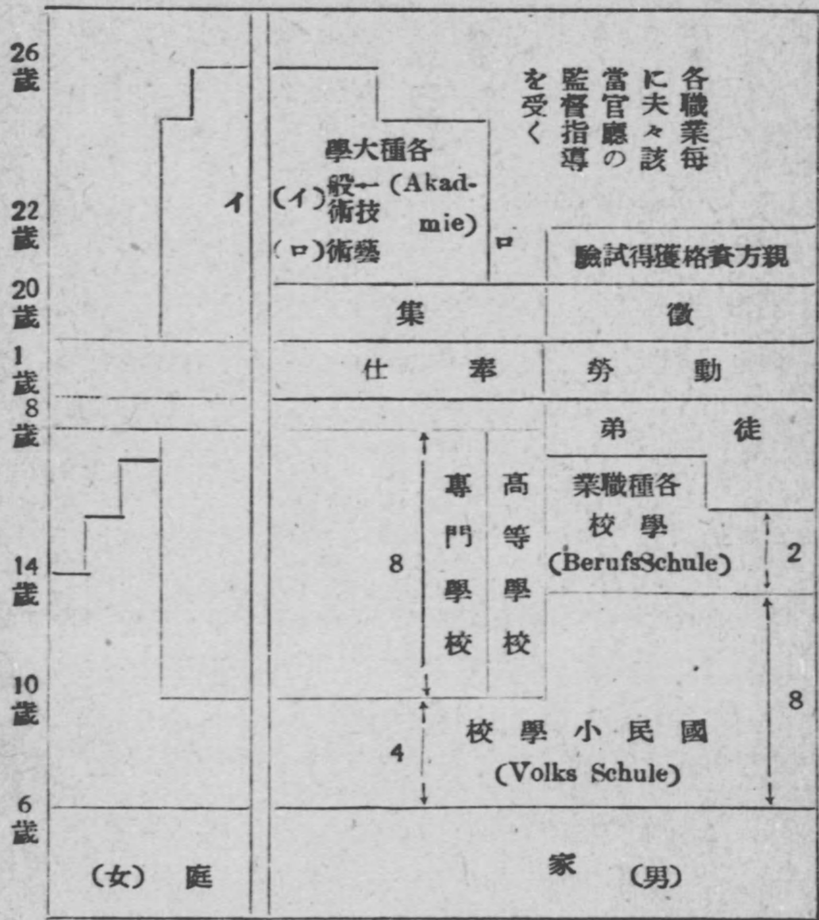


解説

上圖は獨逸國民の黨的、行政的組織及指導者敎育の組織を理解に便ならしむる樣圖表化せるものにして各圖に於ける左方の數字は年齡を示す

◎ヒットラー青年團（HJ）とは少年團（DJ）竝に青年團（HJ）の總稱にして十歳より十四歳迄は少年團に、十四歳より十八歳迄は青年團に屬す、獨逸女子青年團（BDM）とは少女團（DJM）竝に女子青年團（BDM）の總稱にして女子は二十一歳迄之に服務するも十八歳から二十一歳の者は「信念・美俗」團を構成し之が服務は任意であるから女子も男子同樣十八歳迄が義務である。

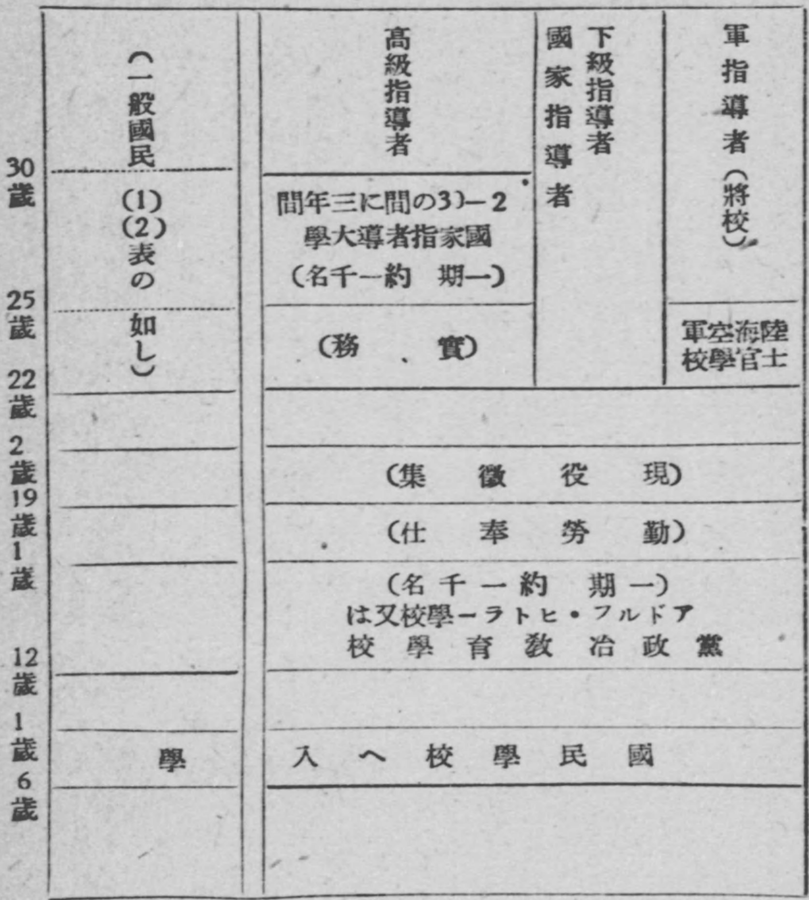
(二十五) 國民組織 (二)



(2) 一般國民の行政的組織(教育的職業的組織)

國民組織(三)

(3) 國家指導者たるべき國民の教育組織



註 「ヒトラー」少年團入團後二年間に於て優秀者を選拔し「アドルフ・ヒトラー」學校又は黨政治教育學校に入學せしむ

優秀者たるの基準は體力、能力、品性に於て優秀と認められたる者

國民社會主義獨逸勞働黨（ナチス）政綱 二十五ケ條

國民社會主義獨逸勞働黨（ナチス）は、一九二〇年二月二十五日ミュンヘンに於けるホーフブロイハウス會場にて開催されたる黨大會に於て黨綱領二十五ケ條を公表した。其後一九二六年五月二十六日の黨大會に於て「本綱領は不變のものなり」との決議が採用された。

國民社會主義獨逸勞働黨の綱領は一時代の綱領である。指導者は綱領中に提示せられた目標の達成を求めて、唯、大衆の昂まる不滿に依て黨を存續せしめんとする目的の爲に新條項を提出することを排撃するものなり。

一、全獨逸人は民族自決權に基き、一大獨逸國に結集されることを要求す。

二、獨逸國民の他國民に對する平等權、卽ちヴェルサイユ及びサン・ジェルマン平和條約の廢棄を要求す。

三、獨逸國民の生存の爲の國土（植民地を含む）及び我が過剩人口の移植を要求す。

四、國民同志たるもののみ公民たり得る。信仰の如何を問はず、獨逸的血統を引くもののみ國民同志たり得る。從つてユダヤ人は國民同志たり得ず。

五、公民たらざる者は唯客員としてのみ獨逸國內に生活し得可し、而して外國人の立法に順ふ義務を有す。

六、國家の指導及び法律に關する決定權は公民にのみ許與さる。從つて其の種類の如何を問はず又國家、地方或は自治團體の如何を問はず公職就任は公民にのみ限らる。人格、才能を無視し黨派的見地によつてのみ官職を任命する腐敗的議會主義に對して鬪ふ。

七、國家は先づ公民の職業及び生活を可能ならしむる義務を有す。全國民を生活せしめ得ざる場合は、外國國籍者（非獨逸人）は國外に追放せらるる事ある可し。

八、今後非獨逸人の獨逸への移住は凡て阻止さる可し。一九一四年八月二日以降、獨逸國內に移住せる非獨逸人は凡て、卽刻國外へ退去を命ぜらるる事ある可し。

九、公民は凡て同等の權利と義務とを保有す可し。

十、公民凡ての第一義務は精神的にも肉體的にも生產する事ならざるべからず。個人の活動は公共の利害に背馳す可からず。全體の枠內に、而して凡ての利益の爲に追求せらる可きなり。

十一、不勞所得の排除、利子喰生活の打破。

十二、凡ての戰爭が國民に要求する人命と財産の大なる犧牲に鑑み、戰爭に依る個人的蓄財を國民に對する犯罪と看做す。從つて凡ゆる戰時利得の永久的沒收を要求す。

十三、凡ての既成會社組織（トラスト經營）の國營化を要求す。

十四、大企業の利益分配を要求す。

十五、大規模的養老事業の完成を要求す。

十六、健全なる中產階級の養成と共の確立、大百貨の即時公營化と共に、それを小商工業者へ安價に貸付くる事を要求す。凡ての商工業者に對し國家、地方、公共團體用達の途を講ず。

十七、我が國家的需要を充たすに必要なる土地の改正、公益目的の爲に不合法に取得され、且つ公衆福利に反して管理せられたる土地の無償沒收法の設定、地代の廢止と土地投機の防止。

十八、公益を阻害する者を徹底的に彈壓す。卑下す可き國民的犯罪者、例へば不當金利利得者、奸商等はその信仰、人種の如何を問はず凡て死刑に處す。

十九、唯物的世界組織に奉仕する羅馬法を排し、獨逸普通法を要求す。

二十、凡ての有能且つ勤勉なる獨逸人が高等なる教育を受け、指導的地位に進む事を得しめんが爲、國家は我全國民教育機關の根本的改革に就き配慮すべし。全教育機關の教育課程は更生々活の要求に即し、國家觀念の把握は學校（公民學校）に於て理解力の開始と共に目的とせらる

可し。特に優れたる才能を有する貧困兒童は、兩親の地位、職業の如何を問はず、國費を以て教育せらる可し。

二十一、國家は母性及び小兒の保護、幼年勞働の禁止、體操及び競技義務の法定化による體育の奬勵、青少年の體育に從ふ全團體への援助により國民保健の增進を計る可し。

二十二、傭兵隊の撤廢、國民軍の組織を要求す。

二十三、新聞による故意の政治的虛僞及び其流布に對し法律的に挑戰す。獨逸新聞の創刊を可能ならしめんが爲次の事項を要求す。

イ、獨逸文を以て刊行せらるる新聞の全社員は國民同志たらざる可からず。

ロ、非獨逸的新聞は、發刊に當り、國家の許可を要し、獨逸文を以て發行することを得ず。

ハ、非獨逸人は獨逸新聞の經營に關與するを得ず、違反行爲ある時は、該新聞の經營を禁止し之に參與せる非獨逸人は國外に追放す。公益ヲ阻害する新聞は禁止せらる。國民生活を破壞する藝術及び文學傾向に對し又等しく公益を害する施設の企圖に對し、法律的に挑戰す。

二十四、獨逸國家に對し危險を及ぼさず、又ゲルマン民族の倫理感情及び道德感情に背かざる限りに於て、國內に於ける信仰の自由を認む、獨逸勞働黨は一定の信仰告白に束縛さることなく實證的基督教の立場を代表す。黨は內心的、外形的の何れを問はず、ユダヤ的、唯物的精神に

挑戰し、獨逸國民の恒久的更生は次の根本觀念の上に來るべき事を確信す。卽ち「公益は私利に優先す」。

二十五、以上の要求を貫徹せんが爲め、鞏固なる國家の中央集權の確立、全國土及び其機構の上に遍き政治的中央議會の絕對的權威の確立、各同盟國家に國家の法規を施行せしむるため階級及び職能議會の設立を要求す。

本黨の指導者は必要の際は生命を賭して右二十五ケ條貫徹に努力すべき事を誓約す。

一九二〇年二月二十四日　　於　ミ　ュ　ヘ　ン

昭和十七年二月廿日印刷
昭和十七年二月廿五日發行

ナチスの黨及國家組織の研究

定價二十錢㊄

東京市京橋區銀座四ノ二
（敎文館ビル八階）

編輯兼發行者　池田慶四郎

東京市芝區新橋三ノ二〇
更生社

印刷者　肥田正次郎

東京市京橋區銀座四ノ二（敎文館ビル八階）

發行所　日獨文化出版局
電話京橋三六九三番
（登錄番號一二二一五六號）
振替東京三四八〇七番

配給元　日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地